◆トトリ通信瓦版No.22一第24回口頭弁論速報一

発行日: 2017年8月12日

編集: USM-ウリハッキョ・サポートネット・メンバーズ

【裁判官を"忌避する"という異例の事態になりました】

2017年7月12日、愛知朝鮮高校無償化裁判第24回口頭弁論が行われ、約150名のみなさまが傍聴に駆けつけてくださいました。ありがとうございました。今回の口頭弁論は、証人尋問を誰に対して行うかという、証人の採用・不採用が決まる非常に重要なものでした。事前に原告側からは、以下の人々を証人として採用するよう要請をしていました。

《原告側証人》

- ・原告10名の中から3名
- •学校法人愛知朝鮮学園理事長:金伸治氏
- ・原告側意見書執筆者:成嶋隆氏(新潟大学名誉教授・憲法学) 山本かほり氏(愛知県立大学教授・社会学)

《被告側証人》

- ·下村博文 元文部科学大臣
- ・2013年2月(朝鮮高校が無償化適用対象から除外された当時)の文部科学省担当部署の担当者

また、裁判官に愛知朝鮮高校に足を運んでもらう「検証」の要請もしていました。ところが、裁判官はこのうち、原告1名、学園理事長、を証人として採用したのみで、それ以外は「検証」も含め全て不採用とする判断を下しました。文科省担当者は東京の無償化裁判でも証人尋問を受けており、その際の供述から、無償化除外を決定したのは下村元大臣本人であり、なぜ朝鮮学校を高校無償化制度適用外としたのかは、下村氏のみぞ知るところであることは明らかです。さらに、現在の裁判長は、本裁判の序盤で時間をかけて行った原告による意見陳述を直接には聞いていません。また、意見書執筆者本人による解説や質疑応答を通じた、意見書内容の深い理解も公正・公平な判決には不可欠なはずです。今回、名古屋地方裁判所の裁判官はこれら全てを却下しました。原告側弁護団はこの決定を「被告である日本国政府に有利な判決に導き、裁判の早期収束を図るための決定である」と判断し、裁判官を"忌避する"という異例の手段をとらざるをえない状況になりました。

忌避とは、簡単に言えば「この裁判官は、公正・公平な判断をしてくれないから、裁判官を変えてくれ」と申し立てる制度です。この手続きのために、愛知朝鮮高校無償化裁判の進行はしばらくの間ストップすることになります。また、裁判所が、原告側が訴える「公正・公平な判断をしてくれない理由」に正当性を認めなければ、引き続き同じ裁判官が裁判を担当する可能性もあります。

第24回口頭弁論終了後には、名古屋地方裁判所前で緊急抗議行動を行い、その後の報告集会では、若手弁護士を中心に悔しさに涙する場面も見られました。今、愛知朝鮮高校無償化裁判は裁判官の無理解と忌避の手続きにより、難しい局面を迎えています。このような時ですから、どうか、厚い、熱い支援をいただければと思います。